

出版検閲における便宜的法外処分

浅岡 邦雄

はじめに

明治初年から政府は、出版物の取締に関わる法規を公布・施行してきた。その法規は、図書などを対象とするものと新聞・雑誌を対象とするものとで異なり、戦後の昭和24年5月に法規自体が廃法になるまで、この制度は変わることがなかった。出版法規は明治初期に何とか改正を重ねたが、ここで扱う条文は、最も長い期間にわたり施行された明治26年4月公布の「出版法」（図書などを対象）と明治42年5月公布の「新聞紙法」（新聞・雑誌を対象）に拠る。出版検閲を所管した部署は、明治初年を別にすれば内務省であり、明治26年以降終戦までは警保局図書課（以下、図書課と略記。昭和15年12月から検閲課と改称し、職員が情報局に外向して業務をおこなった）が担当した。明治から終戦迄の間、出版物は前記の法規によって規制されていたが、ここで扱う時期はおおむね昭和12年あたりを下限としたい。その理由は、日中戦争が拡大して日本国内が戦時体制下になると、メディアを規制する新たな法規がいくつも公布・施行されるようになる。「国家総動員法」（昭和13年4月）「新聞用紙供給制限令」（昭和13年9月）「軍用資源秘密保護法」（昭和14年3月）「新聞紙等掲載制限令」（昭和16年1月）「言論出版集会結社等臨時取締法」（昭和16年12月）「出版事業令」（昭和18年2月）などであり、出版物の取締状況も大きく変容していくからである。

検閲の業務を進めるなかで、取締当局は法規に定めのない便宜的な措置や処分をおこなうようになる。これらについては、これまで言及されることも少なく、研究者の言説においても、出版法規や便宜的措置に関する理

解が時に不正確であったり、誤解していたりすることがある。そればかりか、これら出版法規が施行されていた同時代においても、出版人やジャーナリストが誤った記述をしている場合もみられる。

本稿では、第1節で出版法規に定められた処分（法定処分）に関する事項と、二つの「発禁」について概説し、第2節では実際の出版取締においておこなわれた、法規に定めのない措置である内閣と法外処分（便宜的処分）について詳述する。第3節では具体的な事例として、雑誌『改造』に連載していた中里介石の「夢殿」が受けた処分が何であったのかについて検証したい。

1 法定処分の概要

「出版法」「新聞紙法」で定められた処分には、大きく分けて行政処分と司法処分とがある。前者は、内務大臣や管轄地方官庁の権限により執行されるものであり、後者は裁判所において下される処分をさす。この二つの処分を別言するならば、行政処分が「モノに対する処分」であるのに対し、司法処分は「ヒトに対する処分」ということになる。二つの処分は、相互に関連するものではなく、また互いに排斥するものでもない。従って、行政処分のみの場合、行政処分と司法処分とが併せて課せられる場合、そして司法処分だけの場合とがある。

行政処分のうち、最もよく知られているのが発売頒布禁止の処分であるが、これは内務大臣の専権事項であり、「出版法」では第19条、第20条に、「新聞紙法」では第23条、第24条に明定されている。その条文を示すと以下の通りである。

「出版法」

第十九条 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞乱スルモノト認ムル文書
圖画ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ発売頒布ヲ禁シ其ノ刻版
及印本ヲ差押フルコトヲ得

第二十条 外国ニ於テ印刷シタル文書図画ニシテ安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞乱スルモノト認ムルトキハ内務大臣ハ其ノ文書図画ノ内国ニ於ケル発売頒布ヲ禁シ其ノ印本ヲ差押フルコトヲ得

「新聞紙法」

第二十三条 内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ発売頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ内務大臣ハ同一主旨ノ事項ノ掲載ヲ差止ムルコトヲ得

第二十四条 内務大臣ハ外国若ハ本法ヲ施行セサル帝国領土ニ於テ発行シタル新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ本法施行ノ地域内ニ於ケル発売頒布ヲ禁止シ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

新聞紙ニ對シ一年以内ニ二回以上前項ノ処分ヲ為シタルトキハ内務大臣ハ其ノ新聞紙ヲ本法施行ノ地域内ニ輸入又ハ移入スルヲ禁止スルコトヲ得

ここに引いた各条文は、いずれも内務大臣の発売頒布禁止権を定めたもので、一般によくいわれる「発売禁止」（略して「発禁」）である（以下、出版法規の条文を示す場合「出版法」「新聞紙法」を「出・〇条」「新・〇条」と表記する）。上記条文は、発売頒布を禁止することは同一であるが、「出・19条」には「其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得」とあるのに対し、「新・23条」では「必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得」と異なる。「出・19条」での刻版と印本とは、実際には紙型と図書の差押がなされるが、「新・23条」では新聞紙・雑誌の差押のみである。「出・20条」と「新・24条」はともに、国外で発行されて国内に輸入・移入されたものの発売禁止の処分である。ちなみに、差押の出版物のうち、「新聞紙法」によるものは、差押後2年以上経過してその措置が解除されない場合は、差押をおこなっ

た行政官庁が出版物を処分することができる定められている(新・26条)が、「出版法」にはそうした条文がないので、永久保存とされた。

他方、出版法規に違反する事案に対して、裁判所がおこなう処分が司法処分である。この違反も大きく二つに分けられ、出版手続違反と出版実質違反である。前者の手続違反は、出版上の手続に違反することに対する処罰で、以下の二つが多いとされた⁽¹⁾。ひとつは「出・22条」「新・30条」の無届出版であり、他のひとつは「出・24条、25条」「新・28条」の記載事項、届出事項等の不備にあたるものである。これに対して後者の実質違反は、出版物の内容が法規に違反するもので、「出・27条」と「新・41条」の安寧秩序妨害及び風俗を壊乱するものと、「出・26条」と「新・42条」の皇室の尊厳冒瀆、朝憲の紊乱、政体を変改するものがそれである。これら司法処分は、「出版法」では第22条から第28条まで、「新聞紙法」では第28条から第43条までの条項がそれにあたる。なお「新聞紙法」で対象とするのは、新聞紙の他に雑誌も含む(ただし学術雑誌などの一部雑誌は、創刊前に届け出て許可を得れば「出版法」で発行することもできた)。

ところで、ときおり出版法規を誤解して、「発売禁止」と「発行禁止」とを混同して記述しているものを目にすることがある。「発売禁止」は前述のとおり、図書並びに新聞、雑誌の特定号の発売頒布を禁ずるもので、前引の条文による処分である。これに対して「発行禁止」は、新聞、雑誌のみが対象で、当該紙誌の以後の発行を禁止する処分であり、新聞、雑誌の死刑宣告にあたる。この処分を定めているのは、「新・43条」の次の条文である。

第四十三条 第四十条乃至第四十二条ニ依リ処罰スル場合ニ於テ裁判所ハ其ノ新聞紙ノ発行ヲ禁止スルコトヲ得

条文からも分かるように、「発行禁止」の処分をなすのは裁判所である。「第四十条乃至第四十二条ニ依り処罰スル」とは何か。第40条は、第27条による禁止の違反であり、第27条には、陸軍大臣、海軍大臣と外務大臣は新聞紙に掲載を禁止又は制限することができる、とあり、これに違反し

たものを指す。第 41 条は、前述の安寧秩序紊乱や風俗壊乱にあたる事項を新聞紙等に掲載したものの、第 42 条も前述の皇室の尊厳を冒瀆し、朝憲を紊乱し、政体を変改せんとする事項を新聞紙等に掲載したものの。これらにより処罰する場合、裁判所は新聞、雑誌の発行を禁止することができるとしている。「発売禁止」も「発行禁止」も、いずれも短縮すると「発禁」となるため、法的意味を正確に理解して使用しないと混乱の元である。

この「発行禁止」処分を受けたものは、明治 40 年以降昭和 4 年までに 23 件あり⁽²⁾、昭和 4 年の『無産者新聞』を最後に、以後この処分を受けたものはない。ちなみに、昭和 3 年 4 月 16 日に、広島県の呉区裁判所から発行禁止の判決を受けた『中国評論』は、判決を不服として控訴し、その結果、同年 10 月 30 日に広島地方裁判所において原判決が棄却されたため、発行禁止が失効するというきわめて稀な事例である⁽³⁾。当然、同紙は以後も発行を続けた。前記の件数は『中国評論』を除いてある。

2 便宜措置としての内閲と法外処分

「出版法」や「新聞紙法」で定める処分は前述のとおりであるが、出版検閲を所管していた図書課は、法規に明定していない便宜的な措置や処分をおこなうようになる。出版法規に定めのない処分としては、「注意処分」、「次版改訂（次版削除）処分」、「削除処分」、「分割還付」などであるが、その前に法外処分ではないが、図書課が便宜的におこなっていた措置について先にふれておく。「内閲」（内検閲とも）と呼ばれるものである。これは、発行者側が取締当局へ原稿や校正刷により正規の納本をする前に点検を依頼するもので、検閲による発売禁止の処分を回避するための方策である。当然のことながら、こうした措置は出版法規になんらの定めはなく、出版者側に対する取締側の便宜的・恩恵的な措置でもあった。「内閲」については、浩瀚な『内務省史』でもごく簡略にしか触れておらず、その始まりについても断言できないが、遅くとも大正八年以後にはすでに始まっていたことは確実である⁽⁴⁾。なお、これよりもさらに早い時期に「内閲」が

おこなわれた蓋然性が高いと考えられるものとして、以下の『新小説』の事例が確認できる。「大正6年12月28日印刷納本／大正7年1月1日発行」の奥付をもつ『新小説』第23年第1号の目次には、生田長江の評論「何故に第四階級は正しきや」が載っている。だが、54ページから始まるはずの本文には、題名、執筆者名のあと、編集局名で次の一文が掲載されている。

右に掲げた題示の下に、生田長江氏が苦心執筆せられた評論は、不幸にして社会の安寧秩序を壊乱する恐れあるの故をもつて、こゝに発表することを得なかつた。

編輯締切後に於て、該文発表の無期延期を決定したので、誌面に適当な整理をほどこすことが出来なかつた^{ママ}ため、右題示をのみ掲げて全文を抹殺するの止むなきに至つた。切に筆者及び読者の諒恕を請ふ所以である⁽⁵⁾。

この誌面措置から、雑誌刊行ぎりぎりの時期になって、内務省に依頼していた「内閲」の結果が掲載不許可であったため、「誌面に適当な整理をほどこすことが出来なかつた」ことによる措置であったと考えられる。

大正末年になると「内閲」の依頼が増加して、限られた職員では内閲の運用だけでなく通常の検閲業務にも支障をきたすようになった。また、内閲を受けた後に通常検閲で発売禁止処分を受けた雑誌『解放』の発行人・山崎今朝弥が、「内閲」の結果を無効として発売禁止にしたのは契約違反だとして損害賠償を裁判所に訴えたこと（この事案については後述）などから、内務省は昭和2年9月から内閲を廃止すると公表した。その後、昭和12年7月の盧溝橋事件以降、社会全体が戦時体制へと傾斜していくと、内務省は出版界と懇談を重ね、一度廃止した「内閲」を復活させることとなる。

次に法外処分の説明に移る。

「注意処分」は、出版物中に不良な部分があるが、処分する程度には至っていないものに対して、地方庁（主として警察部）を通じて発行者に注意するもので、それ自体処分とも言えないが、たび重なれば何らかの処分につながることになる。主として新聞、雑誌に対しておこなわれたもので、一例を挙げれば、連載小説の内容に対してこの処分がなされたりした。ある特別高等警察（特高）関係の書籍では、「注意処分」を次のように記している。

それで注意はそれに反したからと云つても何等の効果も発生しない。従つて不心得な発行人は注意に傾聴しないのである。斯る発行人の新聞紙又は出版法の雑誌に対しては禁止か、然らずんば不問かの二途に出づる外はない。それで不問に付することは穩かでないとするれば、凡て禁止しなければならぬこととなる⁽⁶⁾。

この処分がいつから始まったかは断言できないが、少なくとも大正7年からの数値が記録として残るので⁽⁷⁾、その頃にはすでに実施されていたことになる。

「次版改訂（次版削除）処分」とは、ごく軽微で少量の不良箇所はあるが、納本された当該の図書については不問とされ、それが増刷される場合は、図書課から指摘された箇所を改訂あるいは削除しなければならない処分である。この便宜措置がいつから始まったのかも詳らかではないが、大正13年5月刊行の帝国教育会編『震災と教育』の検閲原本の見開きには、「再版ノ際ハ鮮人ニ関スル記事削除スル様直接命令ス」⁽⁸⁾との検閲官の記述があるので、大正13年にはすでにおこなわれていたことは明らかである。なお、昭和3年10月から刊行された『出版警察報』には、この処分について特に項目を設けて記載されてはいないが、昭和7年以降からは、「削除処分」の中に削除と併せて記載されるようになる。その最初は、「浮世絵大家集成月報」第12号で、第1ページの挿絵箇所が削除の処分を受

けたが、『出版警察報』第 41 号（昭和 7 年 2 月）には「但し次版以後削除すべきやう命ぜられたるものなり」と記されている。

「削除処分」については、警察官受験参考書の記述が平易で分かりやすいので引用してみる。「削除と云ふのは、或一部を削り取つて了へば発売頒布せしむるも支障がない場合に、発行者の支配下に於て当該部分を削り取らしむることを云ふのである」⁽⁹⁾と説明している。この記述のポイントは、後段の「発行者の支配下に於て当該部分を削り取らしむる」にある。削除の処置を発行者に委ね、警察は関与しない。従って、「削除の命に従はない場合には禁止されるかも知れないが、(略) 処罰を受ける事はない」⁽¹⁰⁾と別の警察関係書籍も指摘している。この点が、後述する「分割還付」と大いに異なる点である。この処分の開始時期についても明確ではないが、前述「注意処分」と同様、大正 7 年からの数値はあるが、「注意及削除」とあるため、個別の件数については明らかでない。なお、前年の大正 6 年には、谷崎潤一郎の『人魚の嘆き』のように、「削除処分」とみられる（挿絵の削除）事例がある。また、雑誌掲載論文での削除の早い事例として、『改造』大正 9 年 3 月号掲載の昇曙夢「クロボトキンの社会理想説」が、「論文中危険と認めらるゝ所四頁だけ切取る可く命ずるに至つた」⁽¹¹⁾と報道されている。後年、昇自身がこのように述べている。

僕が「改造」にクロボトキンの社会思想に就いて書いたのが矢張り発行当日当局の忌避に触れて、危なく発禁になるところであつた。然しこの時は当局でも丁度何等かの緩和策を考へてみた最中であつたので、その一案として、直ぐ当日内に一部残らず僕の論文を雑誌から切取ればよし、切取らなければ発禁にする、発禁すれば森戸氏先例によつて当然行政並に司法処分は免れないとの当局の注意があつて、ひどく心配したものである⁽¹²⁾。

それを受けて改造社は、社員を総動員して市内の小売書店に走らせ問題箇

所を切り取り、地方売捌きには電信電話をもって削除を指示した、と続けている。この一文で昇は、「この切取制度はそれまで全く前例がなかつたことで、僕のこの論文から初めて新例が開かれた」とも記しているが、まったくの新例であったかどうかは断定しかねる。こうした措置は、作家組合がおこなった内務省との懇談の効果もあったと考えられる。大正8年11月25日夕刻、作家組合は臨時評議員会を開き、馬場孤蝶、堺利彦、長谷川如是閑らは内務省の赤木朝治図書課長を招いて3時間にわたり発売禁止等について懇談をおこない、その結果「有益な諒解を得た⁽¹³⁾」。「有益な諒解」がすなわち、発売禁止ではなく問題箇所を削除するだけの処分を内務省が受け入れたとみて大過ないであろう。

この処分を受けた図書で、大量のページが削除の憂き目にあうという事例がある。野依秀市『軍部を衝く』（秀文閣書房、昭和8年7月）である。同書434ページのうち、19－40ページ、302－365ページ、395－400ページの3カ所合計92ページの削除処分を受けた。物理的に該当箇所の前後も切り取られるので、筆者架蔵書は301－366ページが切り取られている。こうした大量削除処分に対し大いに不審をいだいた著者の野依は、図書課の生悦住^{いけずみもとめ}求馬事務官を訪ねて糺問した。交渉のあらまは、同書改訂版の冒頭「改訂版」を出すに当たりて」でおおよそ知ることができる。野依が生悦住事務官に問いただしたのは次の二点。①何故なんら不穏でない部分まで削除されているのか、②こうした処分は事務官の一存か、それとも大臣あたりと合議するのか。これに対し生悦住は①についてこう答えたという。

一書のうち三ヶ所以上の削除箇所ある時は、発売禁止を命ずる内規であるが、当局としては、相成るべくんば禁止処分を命じたくない。仍つて強てこれを三ヶ所に包括したるがために、削除の必要なき部分まで切り取りを命ずるに至つたものである⁽¹⁴⁾。

②については、検閲の処分は事務官の権限としてある範囲は任されている

し、そのくらいの権能がなければ仕事はできない、との答弁であった。野依はこの返答を「愉快に感じた」と述べ、命令通り削除の処置をとる。後日、どうしても削除を必要とする部分を問うと、14カ所合計40行削除と確認できたので、「改訂版を出すに如くはない」と考えて、改訂版を刊行するに至ったのだという。生悦住の説明に、削除箇所が3カ所を越える場合は発売禁止にする内規がある、とあるが、にわかに信じがたい。なぜなら、『軍部を衝く』の処分の前月に、加田哲二著『明治初期社会思想の研究』に対する「次版削除」の処分が『出版警察報』第58号に掲載されているが、その削除箇所は、第48ページ、第155ページ、第283ページ、第320ページ、第399ページ、第408ページ、第411ページの7カ所が安寧を紊すとされているからである。他にもそうした事例があり、この問題を取り上げた論考でも、3カ所をこえる削除処分の事例がいくつも挙げられている⁽¹⁵⁾。

最後に「分割還付」について取り上げる。昭和2年9月1日以降に発行の出版物に対し内務省は、発売禁止処分で差押を受けたものにつき、発行者側が願った場合、許可したものに限り「分割還付」の措置をおこなうと示達した。「分割還付」がどのような処分であるのかを説明する前に、まずこの法外処分の示達に至る背景を先に述べておこう。

この示達は、前にふれた「内閲」と少なからぬ関係がある。すでに述べたように、「内閲」は遅くとも大正8年以降おこなわれていた便宜措置であるが、それでなくても少ない図書課の職員にとって、「内閲」は業務負担の増加に他ならなかった。そのうえ、大正12年9月1日の関東大震災で内務省庁舎が全壊したため、跡地に建てられたバラックの仮庁舎での業務を余儀なくされた(霞ヶ関に新庁舎が完成するのは昭和8年)。ちなみに、震災後の図書課の人員を示すと次のとおりである。

大正13年：25名、大正14年：22名、大正15年：24名、昭和2年：24名⁽¹⁶⁾

大正末から昭和初期に図書課事務官であった久慈学は、大正14年9月

の新聞取材に対して、「内閲は今出版物が非常に増えてみますから出来るだけお断りして居ります」⁽¹⁷⁾と応えている。その翌年になると、出版業者が内閲を頼むと、『『そんな規則がないから』の口実で内閲願は苦もなく一蹴』されるか、「見ては上げるが期日のほうは三月かゝるか半年かゝるか当てにされては困る」⁽¹⁸⁾といった有様で、もはや図書課では「内閲」に対して十全に対応できない状況になっていた。

こうした中、「内閲」の廃止を決定づけるような出来事がおこる。前述の山崎今朝弥が編集する雑誌『解放』に関わる訴訟である。その経緯を、『解放』に掲載の山崎による記事⁽¹⁹⁾をもとに、かいつまんで述べると以下の如くである。大正15年の雑誌『解放』は6月から9月まで4カ月連続して発売禁止処分を受けた。そこで山崎は、10月から嫌がる図書課をなんとか説得して、一部分でなく雑誌すべての「内閲」の要求を受け入れさせる。問題となったのは、同年11月1日発行の『解放』臨時増刊号〈各国革命文書号〉である。これを「内閲」したのは、図書課属官の宮崎善信と事務官の久慈学であった。その結果山崎は、「内閲」により「削除箇所指摘捺印を受け其通り之れを削除」して発行した。証拠の検印付のゲラ刷全部を当方は保存していると記している。ところが発行後、図書課長から電話があり、久慈事務官が代わってこう言ったという。上官特に大臣が発売禁止の強硬な意見であるが、久慈らが極力説得して、1、2箇所を削除訂正することで発売差し支えなしとなったので、念のため一札を入れて欲しいとのことで、山崎はわざわざ内務省に赴き一札を入れた。ところが、帰宅後間もなくまた久慈から電話があり、「上官の命令鶴の一声にて如何とも致し難く」「どんなお叱りでもお小言でも頂きますからどうか不悪」で発売禁止となったという。そこで山崎は、「内閲」で許可したものを発売禁止とするのは、「私法的対等契約」の不履行にあたり、100円の損害賠償を請求して裁判に訴えた。その結果、「内閲」を「私法的対等契約」とする山崎の主張に対し裁判所は、そうした契約は無効である、として退けている。

この頃、政府は出版法規の大改正を企図し、まず第 51 帝国議会（大正 14 年 12 月 26 日—大正 15 年 3 月 25 日）に「出版法」と「新聞紙法」を一本化してさらに改正を加えた「出版物法案」を提案したが、議会内外からの反対が強く、審議未了となった。さらに、次の第 52 帝国議会（大正 15 年 12 月 26 日—昭和 2 年 3 月 25 日）にも前法案に部分修正を加えた「出版物法案」を再度提出したが、依然として批判・反対が多く、結局これも審議未了で議会を通過しなかった。実は「出版物法案」には、すでに「分割還付」に関する条文が設けられていた。第 33 条がそれである。その後段だけを示す。

第三十三条（前略）内務大臣ハ前項ノ規定ニヨリ差押ヘタル出版物ニ付発行者ノ請求アルトキハ（中略）禁止若ハ制限ニ違反スル事項ヲ掲載シタル箇所ヲ除キ其ノ出版物ヲ還付スルコトヲ得但シ之ガ為必要ナル費用ハ発行者ノ負担トス⁽²⁰⁾

しかし、「出版物法案」がなかなか議会を通過しないため、便宜措置として示達したのが「分割還付」である。当時の新聞はこの措置を、「出版業者の打撃／図書の内閣が／廃止になる／当業者の打撃緩和のため／分割還付制度を新設」との見出しを付けて報じている（『大阪毎日新聞』昭和 2 年 6 月 29 日）。当初は単行書又は月刊以上の雑誌が対象であったが、昭和 4 年 6 月に週刊以上の雑誌にまで拡大した。この措置の主な要点は次のとおりである。学術、文藝、美術に関する記事を掲載し、社会の文化に貢献する単行本又は週刊以上の雑誌に限り、発売禁止の処分日から 1 カ月以内に発行者が還付を請求した場合、内務省はその可否を判断し、許可したものについては、その出版物中の不良・不穏な部分を削除して、差押さえた出版物を請求者に還付するものである。条件としては、禁止箇所が少数少量にして容易に検出削除し得るもので、差押部数が相当多数の場合にのみ許可するとしている。その他、禁止処分を広告宣伝に利用しないこ

との請書の提出を求め、削除の執行は、警察署が直接おこなうか、又は警察の監督のもとで請求者がおこなう。還付を受けた出版物は一見して禁止出版物と区別しやすくして、再発行前に差押官庁の検査を受け、再発行する時は「出版法」、「新聞紙法」に従い納本すること。なお、差押出版物のうち必要部数を原本のまま内務省に留保し、その部数は決定書を以て通知するとしている。「分割還付」という処分は、発売禁止の処分を受けた出版物から問題箇所を削除して還付するため、ここに挙げたような厳しい条件が課されている。

では、この「分割還付」はどのくらい許可されたのか。この措置がおこなわれた昭和2年9月以降、「分割還付」に関する十全な統計数値が内務省警保局の刊行資料中に見いだせない。『昭和十年中に於ける出版警察概観』⁽²¹⁾に昭和2年から昭和10年の掲載はあるが、これは図書課が許可した数値のみで、還付の請求件数、許可件数、不許可件数、個々の出版物を知ることが出来るのは、昭和7年1月以降の『出版警察報』である。そのうえ、前者警察概観と後者警察報とで重なる年度の許可件数に多少の誤差がみられる。そこで、個々の出版物を挙げて記載している『出版警察報』の方が確実性が高いと考えられるので（記載漏れが後の号に載っていることなどからも）、昭和7年以降昭和12年までの「分割還付」の請求件数、許可件数、不許可件数、許可比率の順に示してみる。この一覧は、『出版警察報』各号に掲載の数値を筆者が集計したものである（比率の%は、コンマ以下四捨五入）。

昭和7年 54件（許可：28件、不許可：26件）52%

昭和8年 53件（許可：22件、不許可：31件）42%

昭和9年 36件（許可：24件、不許可：12件）67%

昭和10年 34件（許可：17件、不許可：17件）50%

昭和11年 44件（許可：6件、不許可：38件）14%

昭和12年 9件（許可：3件、不許可：6件）33%

昭和7年から12年まで6年間における「分割還付」許可比率の平均は、

43%となる。還付を請求して不許可とされた理由で多いのが、「不良箇所多量」と「差押部数僅少」で、前掲「分割還付」の条件に合致しないものは許可されなかった。また、不穩思想を宣伝すると認められるものも還付の条件に適合せず、不許可とされた（図版参照）。

なお、「分割還付」が許可されたもののなかに、異例といってよい事例がある。それは、白揚社発行の『新ロシア語講座』第2号の扱である。『出版警察報』第101号の記載によると、昭和12年1月中の「分割還付」許可件数は2件で、不許可はなしとある。同誌は「出版雑誌」（「出版法」によって発行する雑誌の意）であるが、昭和11年12月12日に発売禁止の処分を受け、昭和12年1月29日「分割還付」の許可を受けたものだが、「分割還付」の執行方法が異例なのだ。『出版警察報』には、「本書は不良箇所散在し分割手續不便の為特に刻版のみの分割還付を許すせらる^{ママ}」⁽²²⁾とある。つまり、削除すべき箇所があちこちに散在していて、「分割手續不便」だから、刻版のみの分割還付を許した、というわけである。おそらく紙型を出版社に還付し、検閲で指摘された問題箇所を除いて、再度印刷刊行することを許可したのであろう。では、ロシア語講座の雑誌で散在する問題箇所とはどんなところか。1号前の『出版警察報』にその一端が記されている。

本書ハロシア語講義録ニシテ其ノ講述ニ当リ全般ニ涉リテ「レーニン
は我々に真実を語る」「君の所には資本に関するマルクスの書がある
か」「あなたは昨日レーニンの書を読んでみましたか」「同志よマルク
ス主義の旗の下で槌とペンとを以つて働き給へ」「同志達と一緒に『国
家と革命』を通読し給へ」「我々の工場主は資本主義下の奴隷所有者だ」
等ノ読解ヲ為シ読者ヲシテ共產主義ニ導入シ又ハ共產主義思想ノ宣伝
ヲ為スモノト認め禁止⁽²³⁾。

上記のようなロシア語の例文が、雑誌中あちこちに記載されていて、それ

が「不良個所散在」の実情であったようだ。

「分割還付」が実施される前年の大正 15 年 7 月 23 日、菊池寛ら文藝家と改造社の山本実彦ら出版人の 6 名が浜口雄幸内務大臣を訪問して、出版検閲、発売禁止などにつき会見した⁽²⁴⁾。浜口内相との会見について、27 日から 3 回にわたり山本実彦の談話が『読売新聞』に掲載されている。この掲載の(中)(下)で山本は、文書図画の差押について「出版法」中に第 19 条、第 20 条それに第 30 条の条文が見つかるといい、それぞれの条文を引用して、「差押ふることを得」「分割することあるべし」とあって、決して差押を原則としていないではないかと述べ、この「3 箇条の法規が適当に合理的に行はれる事を要望する」のであって、新法規の制定を要求するものではないとしている。第 19 条、第 20 条は前にも述べたように内務大臣の発売頒布禁止処分を定めた条文で問題はないが、問題は第 30 条の条文である。同条文にはこうある。

第三十条 前条ノ差押ヲ為ストキハ製本ノ体裁ニヨリ其ノ差押フヘキ

部分ト他ノ部分ト分割シ得ルニ於テハ之ヲ分割スルコトアルヘシ

山本は、この第 30 条をも内務大臣の専権事項である発売頒布禁止及び差押の権限と誤解して、「分割することあるべし」とあって差押を原則としていないではないか、と強調している。しかしこの条文は、冒頭に「前条ノ差押」とあるように、その前の第 29 条と関連するものなので、それも引いておこう。

第二十九条 第二十六条第二十七条第二十八条ノ場合ニ於テ刻版及印

本ハ検事ニ於テ仮ニ之ヲ差押フルコトヲ得

条文にあるように、第 29 条は裁判所に検事が告発する場合に認められた仮差押の執行を定めた条文である。その場合において、体裁によっては分割して差押えることがある、というのが第 30 条の意味であって、内務大臣の行政処分ではない。明治 20 年公布の「出版条例」において、すでに同様の条文が定められている。山本はこの条文を、第 19 条、第 20 条と同様の内務大臣の権限であると誤って理解しているのだ。

3 中里介山「夢殿」の処分

ところで、「分割還付」がまさに運用されようとする微妙な時期に、ある処分を受けた作品がある。雑誌『改造』に連載していた中里介山の小説「夢殿」である。昭和2年5月号に「創作『夢殿』について」という介山の予告文が掲載され、6月号から聖徳太子を主人公とする小説「夢殿」の連載が始まった。ところが、9月号に掲載された崇峻天皇暗殺を描いた連載4回目が検閲による処分を受けた。当時の新聞記者、編集者らがこの処分をどのように受取っていたのか、その一端を引いてみよう。同年末の12月29日『東京朝日新聞』朝刊に「発売禁止に現はれた出版界の傾向」と題する記事が載っている。その二・各種雑誌の項で、『改造』9月号の「夢殿」を取り上げて次のように記している。

次に尊厳冒瀆の廉による雑誌の発売禁止であるが、これには読書界周知の『改造』九月号の処分がある。これは中里介山氏作長編連載小説『夢殿』の一部が、その筋の忌みに触れたのであるが、内務省が出版物の原稿（もしくは校正刷）の内閲制度を廃止して以来の最初の発禁であつたといふことも問題の一つであつた。即ち内閲の廃止に伴つて雑誌の禁止部分削除発行が許可実施され、こゝに一つの新例を拓いた事に、出版業者の何人もが特に注目すべき一点があつたからである⁽²⁵⁾。

かなり微妙な記述で、どこにも「分割還付」とは記していないが、「内閲制度を廃止して以来の最初の発禁」「こゝに一つの新例を拓いた事」さらに「出版業者の何人もが特に注目すべき一点」といった意味ありげな文言を駆使して「分割還付」を示唆している。また、翌年刊行の『出版年鑑』1928年版の「出版界一年史」は、前年の出版界を回顧したものであるが、その中に「出版物内閲制度廃止」の見出しでやはり「夢殿」を取り上げている。この一文も「分割還付」の用語は使われていないが、内務省の新たな措置を説明し、「この禁止部分削除発行の許可は九月号『改造』の中里

介山氏「夢殿」の禁止に早速実行され⁽²⁶⁾と記述されていて、「夢殿」が「分割還付」適用の第一号であることを印象付ける文章となっている。さらに、戦後の回想録の記述であるが、改造社の社員で雑誌『改造』の編集を担当していた水島治男は、著書『改造社の時代 戦前編』の中でこう述べている。

私は昭和二年九月号の中里介山の連載歴史小説「夢殿」を上村編集長と二人で校正をしていた。「どうだ、大丈夫だな」と声がかかる。私は「大丈夫です」と答える。もう誤植はないか、ということである。ところが、これが「切り取り」という処分を受けた。つまり発売禁止で全誌を押えられるのではなく、検閲にふれる部分だけ削除して、店頭発売を許されるという、いままでにない新しい規則が生まれたらしい。そのテストケースに、ひっかかったのである⁽²⁷⁾。

当事者である『改造』編集者の回想文ではあるが、「いままでにない新しい規則」「テストケース」といった文言が使われていて、要領を得ない不明瞭な文章となっている。雑誌『改造』にとって「切り取り」という処分は、前に述べた昇曙夢の一件で経験済みだったのだから、いままでにないことではない。こうした文献を根拠に、中里介山の「夢殿」が「分割還付」の最初の適用例ではないかとする論者もあるようだ⁽²⁸⁾。しかし結論をいえば、「夢殿」が受けた処分は「分割還付」ではなく「削除処分」であったのだ。そのことを以下で検証してみよう。

「分割還付」は、発売頒布禁止の処分が前提となるので、まず「夢殿」掲載の『改造』がその処分を受けたかどうかを確認する必要がある。出版検閲に関する資料で最も詳細な内務省警保局編『出版警察報』（月刊）が刊行されたのは、昭和3年10月からなので時期的に該当しない。次に同じく警保局編の『禁止単行本目録』があるが、これは禁止された単行本のみので、雑誌『改造』を調査するのに不適合。そこで、『昭和書籍・雑誌・新聞発禁年表』上（以下、『昭和発禁年表』と略記）を参照す

る。本書は例言で、昭和以降の「新聞、雑誌、単行本の発禁（発売禁止、発行禁止、削除、差押等の処分を一切含む）に付された書目を網羅する」⁽²⁹⁾とあり、典拠資料については、内務省警保局通達、『出版警察報』『出版警察概観』（正式には表題の上に「昭和〇年中に於ける」を冠するが、出版警察概観と略す）を挙げているので、信憑性は高い。同書は、年月ごとに処分データを掲載しているので、昭和2年9月以後の発売禁止雑誌を見てみると、9月10月は新聞・雑誌の処分はゼロ、11月に雑誌2点、12月に雑誌7点あるが、『改造』の誌名はない。このことを確認したうえで、次に昭和2年における「分割還付」の執行件数が何件あったのか、その数値を掲載する資料に当たってみる。昭和2年以降の「分割還付」の数値を掲載する資料は『出版警察概観』で、刊行の最も古いのは昭和3年のものである。その第2章第4節「分割還付」の項に、「昭和二年九月一日ヨリ実施セラレテキルガ昨年中既ニ安寧二件、風俗三件ニ其ノ適用ヲ見タ」⁽³⁰⁾とある。昭和2年中に5件の適用があったことになる。以後、昭和7年までの『出版警察概観』は昭和2年については5件と記載されているのだが、昭和8年版からは表記がそれまでより詳しくなり、そればかりか件数に変更があるので、以下に示す。

出版法に依る出版物：総数1件（安寧）

新聞紙法に依る新聞雑誌：総数1件（風俗）

計2件となっている。なぜ、この年度から数値に変更が見られるのか。実は、表の末尾に（備考）が付してあり、「従来発表したる分割還付の件数に誤り有りたるを以て本表の如く訂正す」⁽³¹⁾と記載されている。つまり5件は誤りで2件が正しい数値ということになる。さて、2件のうち、新聞紙法による新聞雑誌、つまり『改造』が該当するものだが、それは1件。これが「夢殿」だったのであろうか。そうではない。前記のとおり、この1件は（風俗）により禁止となり、分割還付を受けたものであるから、安寧により処分を受けた「夢殿」ではないのだ。以上のことから、「夢殿」が「分割還付」適用の第1号でないことは明らかである。では、「夢殿」が

受けた処分は何か。「削除処分」であったと考えてほぼ間違いない。前掲改造社編集者の水島も記しているように、「検閲にふれる部分だけ削除して、店頭発売を許される」とする処分だったのだから。それを補完するものとして、前出『出版警察概観』昭和8年版の記載を示す。115 - 116ページに「削除処分」について記載があり、大正13年から昭和8年までの削除処分件数表が載っているが、昭和2年の「削除処分」件数は、合計28件、内訳は出版法が27件、新聞紙法が1件となっている。そのうえ、この1件は（安寧）によるもの。つまりこの1件が、「夢殿」であったと考えてよい。

このついでにふれておくと、昭和2年に「分割還付」を許可された2件がなんであったのかだが、「出版法」による1件は判然としないが、「新聞紙法」による1件は、昭和2年12月16日に発売禁止となった雑誌『美の家庭』第25号で間違いない。『昭和発禁年表』によれば、この雑誌は広島で刊行のもので、「処分理由又ハ適用」の欄には、「家庭和合之友男女酔薬酔珍具案内」とあるので、おそらく広告か娯楽・性具の紹介記事とおぼしい部分が該当したのであろう。前述のとおり、昭和2年9月以降に発売禁止になった新聞、雑誌は9件あるが、「分割還付」が許可されたのは前記のごとく1件（風俗）である。上記『美の家庭』第25号を除く8件は（安寧）による禁止であるから、（風俗）で発売禁止となった同誌が新聞・雑誌での「分割還付」適用の第1号であったといつてよい。

当時の新聞・雑誌の記事や図書で注意しなければならないのは、本稿で取り上げた便宜的措置や法外処分について、記事中に「新例」「一新例」といった語句がよく使われることである。実は、時間が経過して執筆者が異なると以前の記事は忘れられて、同一新聞の記事であっても「新例」「一新例」といった語句が再度使われていることがある。そのうえ、「削除処分」と「分割還付」は、問題部分を削除するという処置が類似しているため、当時の記者、編集者がそうした処分を正確に確認せずに記述している場合がみられるので、留意する必要がある。

注

- (1) 松華堂編輯部編『治安警察教本』(松華堂書店、昭和11年9月)199ページ。
- (2) 伊藤信道「出版法と新聞紙法に就て」『司法研究』第14輯・報告書集四(司法省調査課、昭和6年3月)357-358ページ。
- (3) 内務省警保局編『昭和五年中に於ける出版警察概観』復刻版(不二出版、昭和63年4月)68ページ。『出版警察関係資料集成』第1巻・復刻版(不二出版、昭和61年4月)40ページ。なお、『中国評論』の主宰者弘中柳三については、門奈直樹著『民衆ジャーナリズムの歴史』所収の「暗い時代の草の根の言論人—弘中柳三と『中国評論』—」171-189ページを参照。ちなみに、昭和2年11月末の内務省警保局の調査『新聞雑誌通信社二関スル調』(復刻版の書名は『新聞雑誌社特秘調査 昭和二年・警保局』)(大正出版、昭和54年10月)では、『中国評論』について、党派及政治的傾向：主義宣伝、現在発行部数：八〇〇、頒布区域：呉市一円中国各県、と記されている。
- (4) 「一度禁止を喰つても少からぬ損害でせう、それで近頃は出版しない前に校正刷とか或は偶には原稿のまゝで検閲を依頼に来るのが殖えて来ました」という大正9年2月15日『読売新聞』朝刊の赤木朝治図書課長の談話記事からも、遅くとも前年から内閲がすでにおこなわれていたことは疑いない。ただし、省庁の担当部署がおこなうのではなく、省庁の官吏が個人として内々に見る事例であれば、明治時代にまで遡ることができる。拙稿「小さいと子「指にある歯型」校正刷の意味—内閲に関する新出資料をめぐって—」『日本近代文学館年誌 資料探索』11(日本近代文学館、平成28年3月)の18-19ページを参照されたい。なお内閲に関しては、牧義之『伏字の文化史—検閲・文学・出版—』(森話社、平成26年12月)が詳しい。
- (5) 『新小説』第23年第1号(春陽堂、大正7年1月)54ページ。
- (6) 尾形半『特高警察読本』(松華堂書店、昭和8年1月)335ページ。
- (7) 『マス・メディア統制』(一)〈現代史資料・40〉(みすず書房、昭和48年12月)201-203ページ。
- (8) 千代田区立千代田図書館蔵「内務省委託本」中の『震災と教育』に記載がある。
- (9) 前掲『治安警察教本』195ページ。
- (10) 前掲『特高警察読本』335ページ。
- (11) 『読売新聞』大正9年2月29日朝刊、第5面。
- (12) 昇曙夢「発売禁止の思ひ出」『文藝市場』第2巻11号(文藝市場社、大正15年11月)5ページ。

- (13) 『読売新聞』大正8年11月26日朝刊、第7面。
- (14) 野依秀市『軍部を衝く』[改訂版] (秀文閣書房、昭和8年8月) 2ページ。
- (15) 梶野マリ那「出版検閲における削除箇所数—昭和初期を中心に—」『北の文庫』第56号 (北の文庫の会、平成24年5月) 21—38ページ。
- (16) 『内務省警察統計報告』復刻版 (日本図書センター、平成5—6年)。
- (17) 「全国出版物の総元締 (下) / 内務省図書課 / 目の廻る様なその検閲振り」『読売新聞』大正14年9月16日朝刊、第4面。
- (18) 高島政衛「出版法改正と内閣規定 / 発売禁止の徒労失費を防げ」『読売新聞』大正15年3月20日朝刊、第4面。
- (19) 山崎今朝弥「前内閣の『解放』弾圧史—前編—」『解放』第6巻9号 (解放社、昭和2年6月) 157—164ページ、同「前内閣の『解放』弾圧史—後編—」『解放』第6巻17号 (解放社、昭和2年10月) 30—37ページ。
- (20) 前掲『マス・メディア統制』(一) 39ページ。
- (21) 『昭和十年中に於ける出版警察概観』復刻版 (不二出版、昭和63年4月) 418ページ。
- (22) 『出版警察報』第101号・復刻版 (不二出版、昭和57年2月) 80ページ。
- (23) 前掲『出版警察報』第100号・復刻版 23ページ。
- (24) 『東京朝日新聞』大正15年7月2日夕刊、第2面。
- (25) 『東京朝日新聞』昭和2年12月29日朝刊、第8面。
- (26) 『出版年鑑』1928年版・復刻版 (日本図書センター、平成19年10月) 3—4ページ。
- (27) 水島治男『改造社の時代 戦前編』(図書出版社、昭和51年5月) 24ページ。
- (28) 紅野謙介『検閲と文学—1920年代の攻防—』(河出書房新社、平成21年10月) 174—205ページ。また、Web上の研究者のブログにそうした記載が見られる。「分割還付の開始」blogs.yahoo.co.jp/kafuka1964/13579335.htm:2010年3月29日(2018年1月18日確認)。
- (29) 小田切秀雄、福岡井吉編『昭和書籍・雑誌・新聞発禁年表』上 (明治文献、昭和40年6月) 21ページ。なお、同書の奥付、オビでは、書籍・新聞・雑誌、とあるが、標題紙のものを採った。
- (30) 『出版警察関係資料集成』第1巻・復刻版(不二出版、昭和61年4月) 44ページ。
- (31) 『出版警察概観』第2巻・復刻版 (不二出版、昭和63年4月) 119ページ。

原書
 分割還附
 事務官
 兼良正路著 座談會の研究
 昭和四年七月十六日 發賣 頒布ヲ禁止
 右ハ昭和四年七月十六日 發賣 頒布ヲ禁止
 差押点入カラ相交ケ候点ソノウケヨリ不
 良ノ箇所ヲ削除シ改訂版トシテ發行致
 度候間分割還附相成度願上候
 昭和四年七月十六日

發行所
 東京神田區橋通九番地
 新興科学社
 發行所
 東京神田區橋通九番地
 小林 馬尾

内務大臣
 安達謙藏殿

(図版) 不許可となつた分割還付願書 (国立国会図書館蔵、請求番号：特 500 - 55)